

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業審査委員会 の意見を踏まえた総評

本事業の趣旨

本事業は、再生可能エネルギーの普及・拡大の妨げとなっている課題に適切に対処でき、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高い取組を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギーの将来的な自立的普及を図るものである。

したがって、申請案件の採択に当たっては、

- 1) 設備導入の妨げとなっている課題に対し、適切な対応の仕組みを備え、適切な対応が見込まれるか(単なる技術的手法等によるものを除く)。
- 2) 費用対効果(1t-CO₂削減当たりのコスト)の高い取組か。
が特に重要な要素となる。

第1、4、6号事業

(高い評価を得た申請内容の例)

- ・地域の特性及び第6号事業においては事業の特性に応じた再生可能エネルギーの普及・拡大のため、効果的に低炭素化を進める事業が計画されており、その目的のための課題の認識及びその対応が適切になされている。
- ・地方公共団体の強い主体性や地方公共団体以外の団体と地方公共団体との強い連携が見られ、事業実施によって、一層の再生可能エネルギーの普及・促進が図られる(第1号事業)。
- ・課題対応の内容や運用及び活用方法等について、普及性、波及性の観点から高いモデル性、先導性を有している。

(低い評価となった申請内容の例)

- ・本事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題への対応の仕組みを備え、かつCO₂削減に係る費用対効果の高い取組に関する優良事例を創出することで、他の地域への水平展開(普及性・波及性)につながる事業を対象としている。したがって、
 - 1) 近隣への光害対策のため太陽光パネルの設置角度を変更するといった、既に確立された技術的な手法に限られた課題対応
 - 2) 敷地が狭小であることから太陽光パネルを屋上に設置するなど、すでに一般に普及している課題対応
 - 3) 導入コスト低減の観点から補助金を活用するといった、自立的普及促進の観点としてはなじまない課題対応
 - 4) 課題の認識について、適地がない等、地域においては課題となっているものの、当該施設において実際に発生している個別の課題ではない例等は低い評価となる。

- ・申請主体が地方公共団体以外の団体である案件については、実施中や実施後における地方公共団体と連携した具体的な取組が示されていないなど、実施による地域の低炭素化の進展が十分に期待できる計画となっていない(第1号事業)。
- ・低炭素設備の普及に当たっての課題分析、普及見込み量の分析、普及に当たっての具体的な取組が示されていないなど、取組の域内・他事業者等への普及方針につき十分な具体性・確実性がない。
- ・域内外における類似の展開が期待できる事業の見込み量や当該事業により克服できる普及障壁の分析等が考察されておらず、事業のモデル性が十分説明できていない。
- ・域内のCO₂排出分析につき、定量的な分析が十分になされておらず、事業の必要性が十分説明されていない(第1号事業)。
- ・対象設備とCO₂削減の関係で費用対効果が極めて悪く、そのことが結果として普及の妨げとなると想定される例があった。

第2号事業

(高い評価を得た申請内容の例)

- ・第1号事業に同じ。
- ・第2号事業においては、特に、本事業による調査の内容が具体的で、実施後、設備導入に移行できる見込みが高く、かつ地域における事業効果が高い。

(低い評価となった申請内容の例)

- ・調査の内容や課題認識が明確でない。
- ・事業の実施場所、事業実施者が決まっていないなど、設備導入に向けた確実性が低い。
- ・域内への普及方針につき、十分な具体性・確実性がない。
- ・域内のCO₂排出分析につき、定量的な分析が十分になされておらず、事業の必要性が十分説明されていない。

各号共通

- ・申請事業者と事業を実質的に企画している者が異なること等により、申請事業者自身が事業の趣旨・内容等を十分に理解していない例が見受けられた。この場合、補助事業実施後の事業管理等が適切になされない恐れがある。
- ・事業に関する積極的かつ具体的な情報発信方法等の検討がなされていない(波及性)例が見受けられた。

以上